

○島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令の解釈及び運用について

(平成22年12月2日島人育甲第1673号各所属長宛て県警察本部長例規通達)

最終改正 令和4年3月28日

島根県警察職員の安全運転管理に関する訓令（平成22年島根県警察訓令第22号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用は次のとおりであるので、誤りのないようになされたい。

なお、職員の安全運転管理に関する訓令の解釈及び運用について（平成14年7月29日島監甲第283号本部長例規通達）は、平成22年12月1日限り、その効力を失う。

記

1 安全運転管理者等の選任（第9条関係）

- (1) 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、所属長を補佐し、道路交通法第74条の3第2項に規定する安全運転教育及び道路交通法施行規則第9条の10に規定する業務を効果的に推進し、職員の安全運転知識の習得と運転技能の向上に努めるものとする。
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官が配置されていない島根県警察交通機動隊西部方面隊は、警部補の階級にある警察官を安全運転管理者に選任することができる。

2 安全運転指導責任者の選任（第10条関係）

本条第2項ただし書に規定する「所属長が必要と認めるとき」とは、所属長が円滑な安全運転管理者の業務又はその補佐をするために必要な人員として認めるときをいう。

3 安全運転指導員の選任（第11条関係）

安全運転指導員は、所属職員の中から、巡査部長以上の階級にある警察官又は主任主事以上の警察官以外の職員で、運転資格を有し、指導者として適性のある者を選任するものとする。

4 安全な運転の確保（第11条の2関係）

- (1) 所属長は、公用車を使用する職員の状態（当該職員の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）を当該公用車の使用の前後に目視等で確認するものとする。
- (2) 酒気帯びの有無に係る確認は、所属長に代わり、次に掲げる者が行うことができるものとする。

ア 安全運転管理者

イ 副安全運転管理者

ウ 安全運転指導責任者

エ 安全運転指導員

オ 当直責任者（不在の場合にあっては、当直員）

- (3) 1日の業務において公用車を複数回運転することが見込まれる者に対する酒気

帯びの有無に係る確認は、公用車の使用の前後にその都度確認する必要は無く、出勤時又は始業前及び退勤時又は終業後に確認することで足りる。

- (4) 酒気帯びの有無に係る確認において駐在所勤務員、出張中の職員等対面での確認が困難な場合は、電話等直接会話できる方法により職員の状態を確認すること。
- 5 警察車両の使用（第11条の3関係）
    - (1) 警察車両を使用する場合における運転日誌による事前の承認及び使用後の点検は、所属長に代わり、次に掲げる者が行うことができるものとする。
      - ア 安全運転管理者
      - イ 副安全運転管理者
      - ウ 安全運転指導責任者
      - エ 安全運転指導員
      - オ 当直責任者（不在の場合にあっては、当直員）
    - (2) 運転日誌は、1か月に1回以上所属長の点検を受けるものとする。
  - 6 特別運転技能訓練の実施（第12条関係）
    - (1) 第1項第2号に規定する「特別訓練を受けさせる必要があると所属長が認める職員」については、特別運転技能訓練受講申請書（様式第1号）により、委員長へ申請するものとする。
    - (2) 委員長は、特別運転技能訓練の実施日時について、実施日の2週間前までに所属長を通じて当該職員に通知するものとする。特別運転技能訓練の実施場所は、運転免許課及び西部運転免許センターとする。ただし、特に必要があると認められるときは、委員長が別に定めるものとする。
  - 7 特別運転技能訓練の方法（第14条関係）

特別運転技能訓練の具体的な科目、所要時間等については、委員長が定めるものとする。
  - 8 個別指導（第15条関係）

所属長は、委員長から個別指導の指示を受けた場合は、速やかに当該職員に対する個別指導を行い、その結果を委員長に報告するものとする。
  - 9 所属運転技能訓練（第16条関係）
    - (1) 警務部人材育成課長は、警察本部内所属の所属運転技能訓練について必要がある場合は、訓練期日、訓練場所及び訓練指導員等について、警察本部内所属の安全運転管理者及び安全運転指導責任者と調整を図って実施するものとする。
    - (2) 「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、白バイ・パトカー運転技能専科、運転管理指導者専科、安全運転中央研修所研修等を終了した者をいう。
  - 10 運転技能検査（第16条の2関係）
    - (1) 運転技能検査の業務を担当させるため、警務部人材育成課に運転技能検査員を置く。
    - (2) 運転技能検査員は、警務部人材育成課長が指定（解除）するものとする。

- (3) 運転技能検査の受検資格は、訓令別表第1の左欄に掲げる種別の運転資格を有していない者であって、普通自動車を運転できる運転免許を有している者とする。
- (4) 島根県警察学校長（以下「学校長」という。）及び所属長は、職員に運転技能検査を受けさせるときは、運転技能検査受検申請書（様式第2号）により警務部人材育成課長に申請するものとする。
- (5) 学校長は、一般職員初任科生に対し、一般職員初任科入校中に運転技能検査を受けさせることができるものとする。ただし、一般職員初任科に対する運転技能検査は、年度ごとの教授細目の履行が可能な場合に限り、実施の可否について判断するものとする。
- (6) 警務部人材育成課長は、運転技能検査を受検した職員の検査結果について、申請のあった学校長又は所属長に対し、運転技能検査結果通知書（様式第3号）に、検査結果を添えて通知するものとする。
- (7) (6)の通知を受けた学校長は、初任科生の卒業後、速やかに(6)の通知書及び検査結果の写しを、当該初任科生の配置先所属長に送付するものとする。
- (8) 運転技能検査は、次の方法により行うものとする。

ア 法令検査

- (ア) 筆記試験とし、委員長の承認を受けた警察車両の運転に必要な法令に関する知識について、正誤式による20問の試験問題により行う。
- (イ) 法令検査の時間は20分とする。

イ 適性検査

- 次の2つの方式の検査を行う。
- (ア) 警察庁方式の筆記による運転適性検査（73-2型）（以下「73型検査」という。）
  - (イ) 警察庁方式のCRT運転適性検査器による運転適性検査（以下「CRT検査」という。）

ウ 技能検査

- 普通自動車による、運転免許センターの場内コース又は周辺路上での安全確認を中心とした基本走行を行う。
- なお、緊急走行に関する技能検査は行わないものとする。

11 運転管理台帳の管理（第18条関係）

運転管理台帳は、警務部人材育成課において電子データ等により一元管理するものとする。

12 報告（第19条関係）

第2項に規定する速報を要する交通事故以外の交通事故については、発生後おおむね3日（日曜日、土曜日及び休日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）に規定する職員の休日をいう。）を除く。）以内に報告するものとする。

様式 〔略〕